

新旧対照表

家庭用ガス温水床暖房プラン（ゆかほっと）定義書

旧	新	変更点
<p>(表紙)</p> <p><u>2026年8月1日</u>実施</p>	<p>2026年9月1日実施</p>	<p>実施期日の変更</p>
<p>2. 適用条件</p> <p><u>お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。</u></p> <p>(1) 住宅において、居室で床暖房を使用すること。</p> <p>(2) 1 需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。</p> <p>(3) この定義書にもとづく契約を3(3)に定める契約開始日からその前日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の小売約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続すること。</p>	<p>2. 適用条件</p> <p>この定義書は、この定義書実施の前日までに既に家庭用ガス温水床暖房プラン（2026年8月1日実施）の契約が成立していて、かつ次のすべての条件を満たすお客さまが、同一需要場所において継続してこの定義書の適用を希望される場合に適用いたします。</p> <p>(1) 住宅において、居室で床暖房を使用すること。</p> <p>(2) 1 需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。</p> <p>(3) この定義書にもとづく契約を3(3)に定める契約開始日からその前日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の小売約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続すること。</p>	<p>2026年8月31日をもって新規申し込み受付を終了するため記載変更</p>
<p>付 則</p> <p>実施の期日</p> <p>この定義書は、2020年10月1日から実施いたします。</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2026年4月1日から実施します。</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2026年8月1日から実施します。</p>	<p>付 則</p> <p>1. 実施の期日</p> <p>この定義書は、2020年10月1日から実施いたします。</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2026年4月1日から実施します。</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2026年8月1日から実施します。</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2026年9月1日から実施します。なお、2026年9月1日を含む料金算定期間の料金は、この定義書によります。</p> <p>2. 旧ガス料金プラン定義書にもとづくガス使用契約</p> <p>この定義書の実施日以前にガス使用契約をされた方は、この定義書に定める最低利用期間まで契約を継続いただくことに承諾いただいたものとみなします。この場合の最低利用期間の起算月は、契約開始日の前日が属する月の翌月といたします。</p> <p>3. この定義書の適用に関する経過措置</p> <p>この定義書の本文2に定める適用条件に限らず、当社が申し込みを承諾し、かつ特別の事情があると認めるときは、この定義書を適用することがあります。</p> <p>4. 割引制度に関する運用変更</p> <p>(1) 当社は、2026年8月31日をもって、5に定める割引制度の新規適用（5(1)）および割引種別の変更（5(5)）、割引制度の適用終了（5(6)）に関する申し込みの取扱いを終了いたします。</p> <p>(2) 2026年9月1日以降に当社が受領した申し込みについては、5の定めにかかわらず、割引制度の新規適用（5(1)）および割引種別の変更（5(5)）、割引制度の適用終了（5(6)）は</p>	<p>実施期日の変更</p> <p>9月検針分より本定義書を適用する旨を規定</p> <p>適用条件に関する経過措置および割引制度の新規適用、割引種別の変更、割引制度の適用終了に関する申し込みの取り扱い終了に伴う記載追加</p>

新旧対照表

家庭用ガス温水床暖房プラン（ゆかほっと）定義書

旧	新	変更点												
	<p style="color: red;">行わないものといたします。</p> <p style="color: red;">（3）2026年8月31日までに当社が受領した申し込みについては、本付則の定めにかかわらず、なお5の定めを適用するものといたします。</p> <p style="color: red;">（4）本付則の定めにより5に定める割引制度の新規適用（5（1））および割引種別の変更（5（5））、割引制度の適用終了（5（6））の申し込みの取扱いが終了した後も、第3項に基づき割引制度を適用した場合を含め、すでに割引制度が適用されている契約については、5（3）の定めにより、当該契約が終了するまで割引制度を継続して適用するものといたします。</p> <p style="color: red;">（5）本付則の定めにより5に定める割引制度の新規適用（5（1））および割引種別の変更（5（5））、割引制度の適用終了（5（6））の申し込みの取扱いを終了した後であっても、5（7）の定めは引き続き適用されるものとし、当社は同条に定める事由に該当する場合には、割引制度の適用を終了できるものといたします。</p>													
<p>[別表2] 料金表1</p> <p>（1）適用区分</p> <p>料金表A その他期の使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表B その他期の使用量が20立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表C その他期の使用量が100立方メートルをこえる場合に適用いたします。</p> <p>料金表D 冬期の使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表E 冬期の使用量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表F 冬期の使用量が50立方メートルをこえる場合に適用いたします。</p> <p>（2）料金表</p> <p>①料金表A（消費税等相当額を含みます）</p> <p>a. 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right; color: red;">815.10円</td> </tr> </table> <p>b. 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right; color: red;">169.81円</td> </tr> </table> <p>c. 調整単位料金</p> <p>bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>②料金表B（消費税等相当額を含みます）</p> <p>a. 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right; color: red;">1,324.40円</td> </tr> </table> <p>b. 基準単位料金</p>	1か月およびガスメーター1個につき	815.10円	1立方メートルにつき	169.81円	1か月およびガスメーター1個につき	1,324.40円	<p>[別表2] 料金表1</p> <p>（1）適用区分</p> <p>料金表A その他期の使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表B その他期の使用量が20立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表C その他期の使用量が100立方メートルをこえる場合に適用いたします。</p> <p>料金表D 冬期の使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表E 冬期の使用量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表F 冬期の使用量が50立方メートルをこえる場合に適用いたします。</p> <p>（2）料金表</p> <p>①料金表A（消費税等相当額を含みます）</p> <p>a. 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right; color: red;">985.10円</td> </tr> </table> <p>b. 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right; color: red;">172.59円</td> </tr> </table> <p>c. 調整単位料金</p> <p>bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>②料金表B（消費税等相当額を含みます）</p> <p>a. 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right; color: red;">1,280.40円</td> </tr> </table> <p>b. 基準単位料金</p>	1か月およびガスメーター1個につき	985.10円	1立方メートルにつき	172.59円	1か月およびガスメーター1個につき	1,280.40円	<p>料金表の変更</p>
1か月およびガスメーター1個につき	815.10円													
1立方メートルにつき	169.81円													
1か月およびガスメーター1個につき	1,324.40円													
1か月およびガスメーター1個につき	985.10円													
1立方メートルにつき	172.59円													
1か月およびガスメーター1個につき	1,280.40円													

新旧対照表

家庭用ガス温水床暖房プラン（ゆかほっと）定義書

旧	新	変更点																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">144.35円</td> </tr> </table> <p>c. 調整単位料金 bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>③料金表C（消費税等相当額を含みます）</p> <p>a. 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right;">1,939.30円</td> </tr> </table> <p>b. 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">138.20円</td> </tr> </table> <p>c. 調整単位料金 bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>④料金表D（消費税等相当額を含みます）</p> <p>a. 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right;">815.10円</td> </tr> </table> <p>b. 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">169.81円</td> </tr> </table> <p>c. 調整単位料金 bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>⑤料金表E（消費税等相当額を含みます）</p> <p>a. 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right;">1,571.35円</td> </tr> </table> <p>b. 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">132.01円</td> </tr> </table> <p>c. 調整単位料金 bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>⑥料金表F（消費税等相当額を含みます）</p> <p>a. 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right;">2,144.45円</td> </tr> </table> <p>b. 基準単位料金</p>	1立方メートルにつき	144.35円	1か月およびガスメーター1個につき	1,939.30円	1立方メートルにつき	138.20円	1か月およびガスメーター1個につき	815.10円	1立方メートルにつき	169.81円	1か月およびガスメーター1個につき	1,571.35円	1立方メートルにつき	132.01円	1か月およびガスメーター1個につき	2,144.45円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">157.83円</td> </tr> </table> <p>c. 調整単位料金 bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>③料金表C（消費税等相当額を含みます）</p> <p>a. 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right;">1,895.30円</td> </tr> </table> <p>b. 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">151.68円</td> </tr> </table> <p>c. 調整単位料金 bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>④料金表D（消費税等相当額を含みます）</p> <p>a. 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right;">985.10円</td> </tr> </table> <p>b. 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">172.59円</td> </tr> </table> <p>c. 調整単位料金 bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>⑤料金表E（消費税等相当額を含みます）</p> <p>a. 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right;">1,527.35円</td> </tr> </table> <p>b. 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">145.49円</td> </tr> </table> <p>c. 調整単位料金 bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>⑥料金表F（消費税等相当額を含みます）</p> <p>a. 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right;">2,100.45円</td> </tr> </table> <p>b. 基準単位料金</p>	1立方メートルにつき	157.83円	1か月およびガスメーター1個につき	1,895.30円	1立方メートルにつき	151.68円	1か月およびガスメーター1個につき	985.10円	1立方メートルにつき	172.59円	1か月およびガスメーター1個につき	1,527.35円	1立方メートルにつき	145.49円	1か月およびガスメーター1個につき	2,100.45円	
1立方メートルにつき	144.35円																																	
1か月およびガスメーター1個につき	1,939.30円																																	
1立方メートルにつき	138.20円																																	
1か月およびガスメーター1個につき	815.10円																																	
1立方メートルにつき	169.81円																																	
1か月およびガスメーター1個につき	1,571.35円																																	
1立方メートルにつき	132.01円																																	
1か月およびガスメーター1個につき	2,144.45円																																	
1立方メートルにつき	157.83円																																	
1か月およびガスメーター1個につき	1,895.30円																																	
1立方メートルにつき	151.68円																																	
1か月およびガスメーター1個につき	985.10円																																	
1立方メートルにつき	172.59円																																	
1か月およびガスメーター1個につき	1,527.35円																																	
1立方メートルにつき	145.49円																																	
1か月およびガスメーター1個につき	2,100.45円																																	

新旧対照表

家庭用ガス温水床暖房プラン（ゆかほっと）定義書

旧		新		変更点
	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき	134.02円	
c. 調整単位料金 bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		c. 調整単位料金 bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		
(3) 延滞手数料 400円（税込 440円）		(3) 延滞手数料 400円（税込 440円）		